

[憲法]

[No. 1] 次の文章は、平等原理について論じたものであるが、(A)から(L)に下記のアからタまでの語句を挿入した場合、後記1から5までのうちで正しい組合せとなっているものはどれか。

「自由と(A)に示される自由放任政策は、19世紀において、社会経済生活における自由競争を力づけ、資本主義の発展と高度化を促したが、他方、富の偏在、(B)などの重大な社会問題を引き起こした。「すべての者に等しく自由を」という市民国家の権利保障は、各人の事実上の不平等を問題にしなかった。(C)は、権利主体や当事者の経済的・社会的地位を考慮しない抽象的普遍性の外観のもので、現実には、資本制社会の矛盾を激化させたのである。

市民社会がその矛盾を自ら克服することができない状態は、市民社会が自律性を失ったことを意味し、その存立と補強のための国家の介入が必要となったことを意味する。(D)ではなく、生存に対する脅威から個人を解放し、人間に値する生活を各人に保障することが国家の任務となった。市民法の体系からはみだす(E)が形成せられ、所有権の絶対性と契約の自由の制限を手段とする(F)へと国家機能の転換がみられるのである。20世紀の憲法に登場する(G)と一連の(H)はこのような事情を基本権の内容に反映させるものである。平等の観点からみた場合、この国家機能の変化は、平等の意味を形式的なものから実質的なものへと転換させることを意味し、(I)の理念を思想的根拠としている。

平等は、はじめは自由主義の原理であったが、ついで(J)の原理になる。国民主権の下においては、法律は国民全体の意思の表現であり、国民の自治が実現するのであるが、国民の平等な政治参加がその前提条件となる。政治の領域における平等も、(K)を排除したほかは、市民の立場からみた国家に対する貢献の資格と能力に応じた相対的な意味のものであった。財産・性別等を理由とする(L)から出発したのはそのためである。しかし、政治の領域においても、各市民を正当に遇するために必要と考えられてきた伝統的な区別の要素が、国民の政治的統合にとり本質的なものでないことが明らかになり、政治的権利の絶対的平等化が志向されるに至った。19世紀後半から20世紀初頭にかけて進行する普通選挙、婦人参政、選挙年齢の引き下げは、徹底した平等主義の方向を歩んでいる。」

- | | |
|----------------|---------------|
| ア 労働者の有産階級化 | イ 労働立法や経済統制立法 |
| ウ 国家権力による解放 | エ 財産権の相対化 |
| オ 財産の不可侵 | カ 労働者の貧困、失業 |
| キ 民主主義 | ク 国家権力からの解放 |
| ケ 社会国家ないし福祉国家 | コ 社会的基本権 |
| サ 配分的正義 | シ 資本主義社会 |
| ス 封建的特権 | セ 不平等・制限選挙 |
| ソ 所有権の自由と契約の自由 | タ 平均的正義 |

1. (A)オ, (D)ウ, (F)ケ, (I)タ, (K)ス
2. (B)カ, (E)イ, (G)ア, (J)シ, (L)セ
3. (A)オ, (C)ソ, (F)ケ, (H)コ, (K)ス
4. (B)カ, (D)ウ, (G)ア, (I)サ, (L)セ
5. (A)オ, (C)ソ, (E)イ, (H)コ, (J)シ

〔 No. 2 〕 憲法改正手続に関し、次のAからFまでの事項を法律をもって定めた場合、憲法に違反して許されないと考えられるもの（2個とは限らない。）の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

A 憲法改正のための国民投票について憲法第96条第1項は「過半数の賛成」を要求しているが、国民投票において過半数の賛成があっても、その投票率が10パーセント未満の場合には国民の承認があったものとはせず、憲法改正は効力を生じないものと定めること。

B 憲法改正のための国民投票に際し、賛否の対象となる条項が複数あるときは、対象条項ごとに賛否を問うのではなく、全部をまとめて賛否を問うことができるものとする。

C 憲法改正の議案を国会に提出するには、衆議院においては議員20人以上、参議院においては議員10人以上の賛成を要するものとする。

D 憲法改正のための国民投票における投票方法は無記名投票とするが、国の根本規範である憲法を改正するか否かについて主権者である国民自身の責任で判断するものであるから、投票の中に記名投票によるものがある場合でも、それを有効なものとする。

E 憲法改正のための国民投票の投票権については、それが極めて重要な事項の判断をするものであることに照らして、年齢の要件として参議院議員の被選挙権を有する者、すなわち満30歳以上の者に与えるものとする。

F 憲法改正案の各議院における審議の定足数については、議決をする場合を除いて、一般の法律案の審議の場合と同様に、各議院の総議員の3分の1以上とする。

1. A C 2. B D 3. A F 4. D E 5. B E

〔 No. 3 〕 国籍に関する次のAからEまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

A 日本人でありながら戸籍に記載されていない者については、家庭裁判所の許可を得てその本籍を設け戸籍に記載するという就籍の制度が戸籍法で認められているが、就籍許可の家事審判の際には、申立人が日本国籍を有する事実を証明できなければ許可の審判を受けることができない。したがって、就籍許可の家事審判は公法上の地位である国籍の有無を確定する裁判手続としての性格を有するものであるから、その手続は公開の法廷で対審手続により行われなければならない。

B 日本国憲法は国籍離脱の自由を認めているが（第22条第2項）、国家による国籍のはく奪については規定を設けていない。したがって、国籍を有する者に対し一定の場合に選挙権を制限することは可能であっても、いったん付与された日本国の主権者たる地位そのものまでも法律で奪うことは認められず、単に外国の国籍を自らの意思で取得したという理由だけで日本の国籍を失わせることは憲法上許されない。

C 日本国憲法は「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」（第10条）と定めるのみで、国籍の要件を何ら具体的に規定していないから、国籍の得喪に関する事項については国会に広範な立法裁量権が認められるが、具体化する法律(国籍法)は憲法の他の条項と調和しなければならず、国籍法がそれに反する場合には違憲の問題を生じ得る。

D 国籍法で「出生の時に父が日本国民であるときには日本国籍を取得する。」という定めをし、いわゆる父系優先血統主義を採用したと仮定した場合、この条項は憲法第14条に違反するとの見解によれば、この国籍法の下で日本人の母親と外国人

の父親の間に出生した子は日本国籍を取得することになる。

E 憲法は、国籍取得の要件について出生地主義を採用することを要求しているわけではないから、いわゆる血統主義を採用して、永住資格を持つ外国人を父母として日本国内で出生した子であっても、無国籍者とならない限りは日本国籍を取得できないとすることは合憲である。

1 . A D 2 . A E 3 . B C 4 . B D 5 . C E

[No. 4] 次の文章の から までに後記AからEまでの記述を適切な順序で挿入し、その []内に後記アからエまでの語句の中から適切なものを入れると（複数回使用する語句もある。）、宗教法人の解散命令の合憲性に関するまとまった論述となる。各記述を正しい順序に挿入した後、第3番目、第12番目の []内に入れるべき語句の組合せ（ただし、順序は問わない。）として、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、所轄庁の認証等所定の要件を満たすことを前提にして、宗教法人となることができるとする。そして、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした場合等には、裁判所が解散を命ずることができると規定しているが、これは、会社の解散命令と同趣旨のものと解される。このような宗教法人の解散命令の合憲性について、以下検討する。まず、『 』。そうだとすると、『 』。次に、『 』。しかし、『 』。このように、『 』。」

A []は、法人財産を信者から分離すること自体を目的としているわけではなく、清算の結果そのような事態が生じ得るにすぎず、その支障は、[]の信仰にとっては、間接的で事実上のものでしかない

B 一定の要件の下に法人格を剥奪する解散命令の制度は、法人格の有無を問題にするにとどまり、[]としての存在にまで干渉するわけではないことになるから、[]の自由を侵すとはいえない

C この制度は、[]を対象とし、かつ、専ら []によるものであるから、当該法人が極めて違法性の高い行為をしたことを理由として解散命令が発せられる場合には、信者らの []に及ぼす影響を考慮しても、やむを得ない法的規制と評価できる

D []を行うなどの []の自由との関係を検討すると、[]のこれらの行為が []に帰属する財産としての []等に依拠していたときは、解散命令の結果、財産が清算されることによって、これらの行為に支障が生じないとはいえない

E []の自由、すなわち、当該宗教目的を達成するための組織体を結成する自由との関係が問題となる。この法律により法人格を付与され得る宗教団体は、憲法上の宗教団体より []ことになるが、法人格のない結社を作ることは自由であるから、法が法人格の取得に一定の要件を課していることは、憲法上許されると考えられる

ア 広い イ 狭い ウ 解散命令 エ 世俗的側面
オ 精神的宗教的側面 カ 世俗的目的 キ 宗教的行為
ク 組織的犯罪行為 ケ 宗教法人 コ 信者 サ 礼拝の施設
シ 宗教上の儀式 ス 非宗教的結社 セ 宗教的結社

1 . エ セ 2 . オ コ 3 . ク サ 4 . ク ス 5 . サ セ

〔 No. 5 〕 各議院の国政調査権に関する次のAからFまでの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

A ある人物が政治的・社会的に極めて大きな影響力を有するとの理由に基づく場合には、その信条それ自体を調査目的とすることも許される。

B 現に裁判所に係属する私人間の民事訴訟事件に関する調査であっても、その調査目的によっては違法ではない。

C 裁判官訴追委員会が特定の裁判官を訴追すべきか否かを調査することは、特に法律が裁判官訴追委員会に認めた権能であり、各議院の国政調査権によるものと解するのは誤りである。

D 検察庁は準司法機関であり、検察権の行使もその性質は準司法作用であるから、検察庁が現に捜査を行っている刑事事件について調査することは、目的のいかんを問わず許されない。

E ある省庁の行政活動については調査し得るけれども、その省庁自体ではなく、その監督下にある独立の法人格を有する公益法人の活動について調査することはできない。

F 調査目的が、実質上ある中央省庁に所属する幹部職員の刑事責任の追及にある場合には、違法な国政調査になる。

1 . 1 個 2 . 2 個 3 . 3 個 4 . 4 個 5 . 5 個

〔 No. 6 〕 次のAからDまでの文章を、その〔 〕内に後記アからサまでの語句の中から適切なもの（使用する語句が1回とは限らない。）を選んで挿入した上、「『 』。しかしながら、『 』。そして、『 』。もっとも、『 』。』と並べ換えると、裁判手続と憲法との関係に関するまとまった論述となる。各文章を正しい順番に並べた後、第3番目、第8番目、第11番目の〔 〕内に入れるべき語句の組合せ（ただし、順序は問わない。）として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

A 〔 〕との関係を考えて場合、現代においては、情報等に接し、これを摂取する自由は、〔 〕の派生原理として導かれると解すべきであるところ、〔 〕は、情報等を受領する上においてそれを補助補強するものとしての意義があり、また、受領した情報を他者に伝達する上においても重要な役割を営むものと評価でき、〔 〕の自由は、〔 〕を認める憲法の規定の精神に照らして尊重されるべきである

B 憲法は〔 〕を制度として保障しているが、このことを直接の根拠として、〔 〕に対して法廷において〔 〕ことが憲法上保障されているということとはできない

C 〔 〕の自由も、一定の合理的制限を受けることがあるのはやむを得ないというべきであって、〔 〕行為が法廷における公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げる場合には、それを制限又は禁止することも許されるが、そのような事態は通常はあり得ないから、特段の事由がない限り、〔 〕の自由に任せるべきである

D 前述のとおり、〔 〕は制度として憲法上保障されており、〔 〕は法廷における裁判を見聞することができるから、〔 〕が法廷において〔 〕ことは、その見聞する裁判を認識、記憶するためにされるものである限り、尊重に値するものといわなければならない

ア 表現の自由 イ 取材の自由 ウ 裁判を受ける権利 エ 裁判の公開
オ メモを取る カ 事件を傍聴する キ 裁判を報道する ク 筆記行為
ケ 取材行為 コ 傍聴人 サ 報道機関

1 . ア オ コ 2 . イ キ サ 3 . ウ カ ク 4 . エ オ ク 5 . イ カ ケ

〔 No. 7 〕 次の文章は、未決勾留により拘禁された者（以下「被勾留者」という。）と14歳未満の者（以下「幼年者」という。）との接見について定めていた旧監獄法施行規則に関するある判例の要約であるが、これに関する後記AからEまでの記述のうち正しいものはいくつあるか。

「被勾留者には一般市民としての自由が保障されるので、監獄法第45条は、被勾留者と外部の者との接見は原則としてこれを許すものとし、例外的に、逃亡又は罪証隠滅のおそれが生ずる場合にはこれを防止するために必要かつ合理的な範囲内において接見に制限を加えることができ、これを許すと監獄内の規律又は秩序の維持上放置することのできない障害が生ずる相当の蓋然性が認められる場合には、その障害発生の防止のために必要な限度で接見に合理的制限を加えることができるとしているに過ぎず、この理は、被勾留者との接見を求める者が幼年者であっても異なるところはない。これを受けて、監獄法第50条は法務省令をもって、面会の立会、場所、時間、回数等、面会の態様についてのみ必要な制限をすることができる旨を定めているが、命令によって許可基準そのものを変更することはもとより許されない。ところが、旧監獄法施行規則第120条は、原則として被勾留者と幼年者との接見を許さないとする一方で、同規則第124条がその例外として限られた場合に監獄の長の裁量によりこれを許すこととしている。したがって、これらの規定は、たとえ事物を弁別する能力の未発達な幼年者の心情を害することがないようにという配慮の下に設けられたものであるとしても、それ自体、法律によらないで、被勾留者の接見の自由を著しく制限するものであって、法律の委任の範囲を超えるものといわなければならない。」

- A この判例は、委任立法の司法審査について、立法権の行政権への授權自体の合憲性について判断を示したのではなく、委任立法の内容的な適法性について判断を示したいわゆる越権審査に関するものである。
- B 憲法第3章の「国民の権利及び義務」の「国民」には未成年者も当然に含まれるが、未成年者は未だ成熟した判断能力を持たないので、一般的にはその基本権の制約は成人の場合よりもやや緩やかに認めるべきであるとする説もあるが、この判例は、被勾留者との接見の権利については、14歳未満の者に対してもその者の人格的自律権を尊重して積極的に保障すべきことを認めている。
- C この判例は、被勾留者の接見交通の事案についてのみ判断を示したものであるが、監獄内の規律又は秩序の維持が被勾留者の権利制限の根拠になるというのであるから、刑事裁判の判決確定前か否かで被拘禁者に対し異なる取扱いをすべき理由はなく、一般的に、監獄内に拘禁中の者の権利・自由を制限できる範囲は、受刑者の場合も被勾留者の場合と原則として同じである。
- D この判例で問題とされている親族との接見は、被疑者・被告人の防御権の保障という観点から憲法第34条又は第37条で保障されているものと解するべきであるが、被勾留者の外部交通の自由という観点から人格的権利として憲法第13条でも保障されているものと解することもできる。
- E この判例は、被勾留者との関係で旧規則第120条は法第50条の委任の範囲を超えていると判断しているが、拘禁施設という特殊な環境から幼年者の心情を保護し、幼年者の将来に悪影響を及ぼさないようにするという目的の合理性を否定しているものではなく、監獄を訪れる幼年者の保護も法の目的に含まれているのであるから、旧規則第120条は法律を実施するためのいわゆる執行命令としての性格をも有していることになり、その面からは違法無効なものとはいえない。

1 . 0個 2 . 1個 3 . 2個 4 . 3個 5 . 4個

〔No. 8〕 次の教授甲と学生乙の会話の()内に「第29条第2項」「第31条」「第41条」のいずれかを挿入した上、〔ア〕から〔ケ〕までに適当な語句を入れると、ある憲法問題に関するまとまった会話となる。()内に入る語句として正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

甲 「ある法律では、自分の所有地であっても、その土地の形質の変更を行うには行政庁の許可が必要とされているとする。この場合、行政庁がその内部で設けた許可基準を公表しないまま、申請に対して不許可処分をしたときに、行政手続法上の問題は別として、どのような憲法問題があり得ますか。」

乙 「内部的にせよ、そういう基準がある以上、それを申請者に知らせて〔ア〕の機会を与えるべきですから、()の定める適正手続に違反するのではないかという問題が起こります。」

甲 「〔イ〕の問題ですね。それもそうだが、許可基準を法律で定めていない点をとらえて、法律によらずに国民の権利・自由を制限することは適正手続に反するものとして、()違反だという議論はできないのだろうか。」

乙 「国民の権利・自由を制限するには法律によらなければならないということは、むしろ()から出てくる要請ではないでしょうか。また、設例のような〔ウ〕の場合には、()からも同様のことがいえると思いますが。」

甲 「よく勉強していますね。一般に適正手続というと〔エ〕に関することのように思われがちですが、そもそも権利・自由を制限するためには、それが法律に基づき法律に従って行われること自体が、まさに適正な手続だといえますよね。」

乙 「逆にいうと、法律によらない権利・自由の制限は、適正な手続によるものとは認められないということですね。」

甲 「そうです。〔オ〕が()に含まれるかという議論があるが、同条は〔オ〕の保障を含むとするのが通説でしょう。つまり、()は、単に〔カ〕を科す場合の手続を法律で定めるというだけでなく、〔キ〕とそれに対する〔カ〕も法律で定めるべきことを要請しているわけです。」

乙 「なるほど。そこで、()は、〔エ〕だけでなく〔ク〕についても適正手続を要請している場合があるとの解釈を前提にすれば、権利・自由を制限する場合にも法律で定めるべきだということが出てくるのですね。」

甲 「そうです。それは同時に、先程話に出た()の問題でもあり、〔ウ〕の場合なら()の問題でもあるでしょう。要するに、これらの条項に競合的に違反するということが良いと思います。ただ、このうち()は〔ケ〕に関する原理を定めているものであることからすれば、訴訟で人権問題として争うとすると()の方が使いやすいということはあるでしょう。」

1. 〔ア〕に「主張と証拠提出」、〔キ〕に「人権保障」
2. 〔イ〕に「告知と聴聞」、〔ケ〕に「国民主権」
3. 〔ウ〕に「平等原則違反」、〔カ〕に「刑罰」
4. 〔エ〕に「行政手続」、〔オ〕に「罪刑法定主義」
5. 〔ウ〕に「財産権」、〔ケ〕に「国家の行為」

〔No. 9〕 次のAからEまでの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

A 予算について参議院で衆議院と異なった議決をした場合、両院協議会を開催しなければならず、同協議会で成案が得られたときは、その成案が国会の議決となる。

B 衆議院の可決した予算の送付を受けた参議院が議決しないうちに衆議院が解散された場合、衆議院の可決した予算の送付を受けてから30日の期間が経過しても予

算は成立しない。

- C 財政投融资（政府又はそれに準ずる機関が、財政の機構を通じて得られる資金又は政府の影響のもとにある資金を一定の目的に従って出資若しくは融資すること）は、仮に、その性質上、財政民主主義を規定する憲法第83条の範囲外であるとしても、宗教上の組織又は団体のための利用に供することはできない。
- D 内閣は、新たな会計年度の開始前に予算が成立しない事態に備えて暫定予算を作成することができる。暫定予算は、当該会計年度の予算が成立するまでの緊急措置であるから、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担がある場合は、当該会計年度の予算にこれを組み入れて事後的に国会の議決を受けなければならない。
- E 予備費は予見しがたい予算の不足に当てるために設けられるものであるから、既に予算が成立した後に予算を伴う法律を制定する場合は、その施行を翌会計年度とするか、または補正予算の措置を採るべきであって、予備費を充てることはできない。

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔No.10〕 次のAからEまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 裁判を受ける権利を保障している憲法第32条は、憲法第37条第1項と異なり「公平な裁判所」で裁判を受けることを明文では保障していないが、刑事手続と民事・行政訴訟手続とではその保障が異なる理由はないから、その保障はすべての裁判について及ぶものと解すべきである。そして、これを具体化した原則の一つとして「何人も自己の関与する事件に関し裁判官たるべからず。」という法格言があり、例えば、最高裁判所の規則制定の合憲性が争われている行政訴訟については、その規則制定に関与した最高裁判所裁判官は、その上告審の裁判に関与することができないことになる。
- B 事件につき予断を抱いている裁判官による裁判は公平な裁判とはいえない。したがって、ある訴訟事件の審理の前にその事件の保全処分を担当した裁判官は、その訴訟事件に関する資料を保全処分を出す際に検討して既に心証を形成しているので、その訴訟事件を担当することはできない。
- C 行政庁は、終審としてでなければ裁判を行ってもそれが直ちに憲法違反ということではできないので、行政庁は行政処分を受けた者の申立てに基づき処分の当否について行政不服審査を行うことができる。この場合、行政庁による審査ではあるが、審査の公正を保つため、処分を行った者と不服審査の判断をする者は、別々でなければ憲法第32条に違反することになる。
- D 憲法第37条第1項で保障されている「公平な裁判所」とは、裁判所の構成等において公平さの保障がなされていなければならない趣旨であるが、実際に地方裁判所で関与した事件を高等裁判所で担当しなければ、ある裁判官が地方裁判所と高等裁判所の裁判官を兼務することも許される。
- E 憲法で保障されている「公平な裁判所」による裁判とは、偏ばや不公平のおそれのない構成等による裁判をいうのであって、仮に、ある裁判において、裁判所の事実認定や法令解釈に多くの誤りがあり適正妥当な結論とは正反対の結論を出した場合であっても、そのことを理由に公平な裁判所による裁判を受ける権利が侵害されたということではできない。

1 . A B 2 . B C 3 . C D 4 . D E 5 . E A

〔No. 1 1〕 次の文章の【 】内に下記アからオまでのうちの適当な文章を補って挿入すると営業の自由に関するまとまった論述となる。【 】内に入れるべき文章に関する後記1から5までの記述のうち、もっとも適切なものはどれか。

「営業の自由の制限は、通常、その目的に応じて、消極的（警察的）制限と積極的（政策的）制限とに大別される。前者の制限は、当該営業行為により社会や他人に害悪を及ぼすのを未然に防止するための制限である。【A】。

この場合、制限の目的は害悪の発生を防止することにあるから、なんら害悪を及ぼす可能性のない営業行為を制限することは許されない。

すなわち、消極的制限が合憲とみなされるためには、まず第一に、【B】。換言すれば、【C】。ただし、【D】。第二に、【E】。この点を明らかにしたのが、薬事法の定める薬局の適正配置規制を違憲とした最高裁判所判決である。ここで最高裁判所は、薬局営業に対する許可規制を、不良医薬品の供給防止を目的とする保健衛生上の制限、すなわち、消極的制限としてとらえ、許可条件の一つとして定められていた距離制限を、前記目的達成のための手段としては行き過ぎであるとしたのである。」

ア 当該営業行為の制限を必要とする社会的事実（いわゆる立法事実）の存在が明らかにされなければならない

イ 何人も社会や他人に害悪を及ぼす自由は有しないということは、すべての人権に内在する限界であるから、この制限は、営業の自由の内在的制約とみることができ

ウ 制限の程度・手段は、害悪の防止という目的達成のための、必要最小限度のものにとどまらなければならない

エ 当該営業行為が何らの制約もなくなされたならば発生するであろう害悪の存在が証明されなければならない

オ いわゆる「優越的地位」にある精神的自由の場合とは違って、この場合には、害悪発生の抽象的危険をもって足りるとすべきであろう

1. Aの前の部分では消極的制限について述べているのだから、Aにはその制限の性質に関する記述であるイが入り、Eには消極的制限が合憲とみなされる二番目の要件であるエが入る。
2. Bには消極的制限が合憲とみなされる要件のうちの一つであるウが入り、それとの関連でDにはアが入る。
3. CはBと同義的文言が入らなければならないから、Cにはオが入り、Eには消極的制限が合憲とみなされる二番目の要件であるイが入る。
4. Aの前の部分では消極的制限について述べているのだから、Aにはその制限の程度に関する記述であるウが入り、それとの関連でDにはオが入る。
5. Bには消極的制限が合憲とみなされる要件のうちの一つであるエが入り、CにはBと同義的文言が入らなければならないからアが入る。

〔No. 1 2〕 次のAからEまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

A 最高裁判所規則は、実質の意味の立法に当たり、国民の権利義務に関わるものもあるから、法律、政令等と同様に、内閣の助言と承認に基づく天皇による公布が憲法上必要とされている。

B 議院規則は、通常、議院の内部規律を定めるにすぎないから、憲法上公布が必要とされていない。

C 法律は、官報、新聞その他国民が周知し得るような方法で公布することにより成立する。

- D 主任の国務大臣，内閣総理大臣は，法律につき，署名，連署の義務を負うものであるが，署名，連署を欠く法律も効力を否定されるものではない。
- E 条約は，それだけでは直ちに国内法的効力が生じないものでも，また，国家間の権利義務に関わり直接国民の権利義務に関わらないものでも，天皇による公布の対象となる。

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔 No. 13 〕 次の会話は，学生3人が租税法律主義について話し合っているものであるが，学生Bの から までの発言のうち正しいものを2個組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。

A 「税金というのは一方的に賦課・徴収されたりしてしまうのでその仕組みは難しくよくわからないが，憲法第84条でいう租税法律主義とは，何が法律で定められている必要があるということなのかな。」

B 「要するに，課税要件，つまりそれを満たすと納税の義務が成立するという実体的な要件を明確に定めろということに尽きるよ。具体的にいえば，まず，誰が納税義務を負うのかという納税義務者，何に対して課税するかという課税物件，それを金額，価額，数量等で示した課税標準，そして，税率という4つの要件を法律で明確に定めておくことを意味するわけだ。」・・・

A 「確かにその4つを決めれば税金の具体的な額が決められるとは思いますが，そのせいか実際の法律は非常に複雑で難解だね。すべての税金についてそんなに詳しく法律で決めておかなければいけないのかな。」

B 「委任を必要とする特別の事情があれば法律が他の法形式に委任することが認められるが，その場合でも，法律による委任は，明示的，具体的，個別的でなければならないんだ。」・・・

A 「厳格なんだね。そうすると，地方税の課税要件等についての具体的な定めは条例によることとしている地方税法の規定は問題ないのだろうか。」

B 「地方税を国の課税権の一部が分与されたものととらえる立場からは，地方税も当然に法律の根拠を必要とするが，地方自治の本旨の要請から法律の定める範囲内で地方公共団体の自治権に委ねるのが適当であり，国税と異なり大幅に条例に委任することができるかと解されているよ。」・・・

C 「地方公共団体の課税権は地方自治に不可欠なものであるから，地方公共団体の固有の権能とみるべきではないかな。」

B 「その立場によれば，地方税については憲法第84条の『法律』は『条例』と読み替えることになる。『代表なくして課税なし』という原則からすれば，住民を代表する地方議会が制定する条例が，国民の代表議会である国会の制定する法律に対応することになるからね。」・・・

C 「国税についてはおびたしい数の解釈通達が出されているが，あれはどういう意味を持っているのかな。」

B 「通達は，一般的には上級官庁が下級官庁に対して，法規の運用等の準則や解釈基準を示すもので，それ自体としては法規の性質を有しないとされているけれども，租税に係る法律で定める課税要件の文言が抽象的で一定の幅のある解釈をする余地があるときなど，行政庁による解釈の補充を必要とする場合には，上級庁がその専門的判断の結果として通達で示す公権解釈が，法律の施行に必要な法規としての効力を持つことになるんだよ。」・・・

1 . 2 . 3 . 4 . 5 .

〔No. 14〕 日本国憲法の地方自治に関する次のAからEまでの記述のうち明らかに誤っているものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 地方自治の保障に関し、地方公共団体の自然権的・固有権的基本権を保障したものとみる見解と、地方自治という歴史的・伝統的・理念的な公法上の制度を保障したものとみる見解とでは、国家と地方公共団体の関係をどうみるかについての基本的な考え方が異なる。しかし、憲法第92条にいう「地方自治の本旨」の内容の具体的判断に当たっては、前者の見解では地方公共団体の固有の自治事務は何か、後者の見解では地方自治制度の本質的内容ないし核心的部分は何かが問題になるのであるから、両者の間にそれほど大きな差異があるわけではない。
- B 法律で、「町村は、条例で、議会を置かず、これに代えて、選挙権を有する者の総会を設けることができる。」と定めることは、地方公共団体には議事機関として議会を設置し、地方公共団体の議会の議員は住民が直接これを選挙する旨規定している憲法第93条に違反する。
- C 憲法上の地方公共団体といえるためには、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を付与された地域団体であることを必要とする。したがって、政令指定都市の区は、憲法上の地方公共団体とはいえない。
- D 都道府県知事は、法律に基づき委任された国の事務（いわゆる機関委任事務）を処理する関係においては、国の機関としての地位を有し、主務大臣の指揮監督を受けるべきものとされている。この関係については、あくまでも国の機関としての地位を有するのであるから、いわゆる上命下服の関係にある国の本来の行政機構内部における指揮監督の方法と同様の方法を採用しても、都道府県知事本来の地位の自主独立性を害し地方自治の本旨に反することはない。
- E 特定の地方公共団体の地域の住民にのみ不利益を及ぼすような法律であっても、国の事務や組織について規定し、地方公共団体の組織、運営、権能に関係ないものは、憲法第95条にいう「一の地方公共団体だけに適用される特別法」に該当しない。

1. A C 2. A D 3. B D 4. B E 5. C E

〔No. 15〕 次のAからFまでの文章を、その〔 〕内に適切な語句（4種類の語句がある）を挿入した上、「『 』。その結果、『 』。したがって、『 』。殊に、『 』。また、『 』。したがって、『 』。」と並べ換えると表現の自由の規制に関するまとまった論述となる。 から に挿入する文章の順番として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 〔 〕を規制する法律の規定は、それ自体〔 〕な基準を示すものでなければならない
- B 〔 〕を規制する法律の規定が〔 〕であって、何が規制の対象となり、何がその対象とならないのかが〔 〕な基準をもって示されていないときは、国民に対してどのような行為が規制の対象になるのかを適正に告知する機能を果たしておらず、また、規制機関による恣意的な適用を招く危険がある
- C 〔 〕を規制する法律の規定自体が何を規制の対象としているのかという点について〔 〕でないとしても、憲法上規制することが許されない行為までも規制の対象とするものである場合には、同様に本来許されるべき行為の自己抑制を招くものといわなければならない

- D 国民がその規定の適用を恐れて本来自由にすることができる範囲に属する〔 〕までをも差し控えるという効果の生ずることを否定できない
- E 〔 〕を規制する法律の規定の適用範囲が広範に過ぎ、当該規定が本来規制の許されるべきでない場合にまで適用される可能性を無視し得ない場合には、やはり憲法第21条第1項によって違憲無効と判断されなければならない
- F 〔 〕の規制が事前のものである場合には、その規定は、立法上可能な限り〔 〕な基準を示すものであることが必要である。それ故、〔 〕を規制する法律の規定が、国民に対し何が規制の対象となるのかについて適正な告知をする機能を果たし得ず、また、規制機関の恣意的な適用を許す余地がある程に〔 〕な場合には、その規定は、憲法第21条第1項に違反し、無効であると判断されなければならない

1. D F E 2. F C E 3. C F A 4. E F C 5. B C D

〔No.16〕 次のAからHまでの記述のうち5つを選び、「憲法第36条は、残虐な刑罰を絶対に禁じている。したがって、『 』。ところが、『 』。しかし、『 』。したがって、『 』。このような場合には『 』。」と挿入して並べると、死刑制度に関するまとまった論述となる。 と に入る記述の組合せ（ただし、順序は問わない。）として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 憲法は、その制定当時における国民感情を反映してこのような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したもとは考えられない。ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まる問題である。国民感情は時代とともに変遷することを免れないのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないと言われたものが、後の時代に反対に判断されることもあり得ることである
- B 死刑廃止に向かいつつある国際社会の動向を重視し、一定期間の死刑の執行停止や仮出獄を許さない無期刑の新設などの立法政策により国民感情が変化し得ることを前提とするならば、もはや死刑は憲法第36条に反するものとなったと解することができる
- C 国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威赫による犯罪の防止を必要と感ぜない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として、国民感情により否定されるに違いない
- D 死刑の執行方法は絞首刑であり、火あぶりや釜ゆでなどのように unnecessaryな苦痛を与え、人道上の見地からみて残虐性を有する方法とはいえないから、憲法第36条には違反しないことになる
- E 憲法第31条の解釈もおのずから制限されて、死刑は残虐な刑罰であり憲法に違反するものとして、排除されることもあろう
- F 死刑が残虐な刑罰であるとすれば、憲法は他の規定で死刑の存置を認めるわけではない
- G 憲法第31条の反対解釈によると、法律の定める手続によれば、刑罰として死刑を科し得ることが窺われるので、憲法は死刑をただちに残虐な刑罰として禁じたものとはいえない
- H 憲法第13条によれば個人の生命は最大の尊重を必要とし、個人の基本的人權の根幹であるから、これを否定する死刑制度の是非は国民感情という多数決で決められる性質の問題ではないというべきであろう

1. A E 2. B D 3. B H 4. C E 5. E F

〔No. 17〕 次のAからEまでの文章を、その【 】内に後記アからコまでの語句の中から適切なものを選んで挿入した上、「『 』。『 』。しかし、この説に対しては、『 』。他方、『 』。したがって、『 』。」と並べ換えると、衆議院の解散に関するまとまった論述となる。各文章を正しい順番に並べ換えた後の【 】内に入れるべき語句の組合せとして正しいのは、後記1から5までのうちどれか。

A 【 】としての解散に関する内閣の【 】は【 】にすぎないとして、【 】の所在について【 】を根拠とすることはできないとの批判がある

B 衆議院の解散の【 】が内閣にあるという根拠は、個別の条文ではなく、日本国憲法の採用する【 】ないし【 】に求めざるを得ないとする説が登場するのである。しかし、後者を根拠とする論者は、衆議院解散の【 】が内閣にあることを【 】の内容としていると解せざるを得ず、したがって、循環論法であるとの批判を免れない

C 衆議院の解散の【 】が内閣にあるとする根拠を、憲法第7条以外に求める説の中には、【 】を根拠とする説がある。この説は、行政権の範囲につき、いわゆる控除説に拠った上で解散権は内閣に属するとするのであるが、この説に対しては、立法・行政・司法の分立ないし相互抑制が法治行政確保のために必要であり、憲法上【 】の所在が明確でない権限をおしなべて行政権に属せしめることは妥当でないとする権力分立観からの批判がある

D 【 】を根拠として、衆議院の解散の【 】は内閣にあるとする説の中には、内閣の【 】を、旧憲法下の大臣輔弼制の立憲主義的發展形態として理解し、憲法に列挙された【 】のうち、その【 】の所在が憲法上必ずしも明らかでないときは、内閣にその権限があると考えべきであるとするものもある

E 衆議院の解散が、【 】の場合に限定されるのか、それとも限定されないのかについては争いのあるところであるが、限定されないとする説の根拠も多種多様である

ア 憲法第7条	イ 憲法第65条	ウ 憲法第69条	エ 国事行為
オ 議院内閣制	カ 権力分立制	キ 実質的決定権	
ク 形式的決定権	ケ 助言と承認	コ 衆議院の優越	

1. 2番目にア, 7番目にエ, 16番目にオ
2. 3番目にキ, 6番目にク, 13番目にイ
3. 4番目にケ, 10番目にキ, 17番目にオ
4. 5番目にエ, 11番目にア, 14番目にイ
5. 8番目にケ, 15番目にキ, 19番目にク

〔No. 18〕 次のAからEまでの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

A 現行の国家賠償制度は、違法な行為をした公務員の使用者としての責任を国又は公共団体に負わせるものであり、民法の使用者責任と基本的に同じ性質を有するから、公務員の故意又は過失により違法に損害を発生させた場合であっても、使用者としてその公務員の選任や監督に注意を尽くしたことを国又は公共団体が証明したときは、その賠償責任を免れることができる。

B 消防吏員が、消防署長の命により消火活動のために通路を確保する目的で民家を損壊した場合、それがやむを得ない措置であったとしても、その家屋の所有者に対し消防署の属する地方公共団体は損失補償をしなければならない。

C 私有財産は、正当な補償の下に公共のために用いることができるのであるから、私有地を国や公共団体がその事業のために収用することはできるが、私企業が事業

主体である場合に私人の土地をその事業のために強制的に収用することは憲法第29条第3項に違反して許されない。

D 憲法第40条の規定する刑事補償請求権の制度は、誤って起訴されて無罪になった者に対して、その被った不利益を金銭に換算して補償する制度であるから、身柄を拘束されずに起訴されて無罪になった被告人の場合にも、その被った精神的苦痛に対する慰謝料、裁判に出頭したための逸失利益、弁護費用等の裁判に要した費用等を補償しなければならない。

E 従来は自由な土地利用が可能であった地域が、都市計画により市街化調整区域に指定され、開発行為が厳しく制限されてその地価が下落した場合でも、憲法上は、その地域の土地の所有者に対し損失補償をすることを要しない。

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔No. 19〕 自家用ないし自己消費のための酒類製造についても免許制度による規制の対象とされることに関して次のような趣旨の判例があるが、この判例についての後記AからEまでの説明のうち、最も適切なものはどれか。

「酒税法の各規定は、自己消費を目的とする酒類製造であっても、これを放任するときは酒税収入の減少など酒税の徴収確保に支障を生じる事態が予測されるところから、国の重要な財政収入である酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、免許を受けないで酒類を製造したものを処罰することとしたものであり、これにより酒類製造の自由が制約されるとしても、そのような規制が立法府の裁量を逸脱し、著しく不合理であることが明白とはいえず、憲法第31条、第13条に違反するものではない。」

A この判例は、酒類を自己消費の目的で製造する自由は、経済活動の一環としての営業の自由の問題であって、個人が公権力に対して自己の私生活に関する自主的決定を主張し、公権力の干渉を拒否する自由として憲法第13条により保護されるものではないとするものである。

B この判例は、酒類の製造免許制度は、社会経済政策の一環として、経済的弱者を保護する目的から採用されているものであるから、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的措置が著しく不合理であることが明白である場合に限りこれを違憲とするという「明白性の原則」が妥当するというものである。

C この判例は、自己消費を目的とする酒類製造の自由は、憲法上保障されている自由権とは異なる単なる私生活上の自由にすぎないことを前提とし、その規制は法律によれば原則として自由になし得るというものである。

D この判例は、自己消費目的で酒類を製造する自由が憲法第13条の保障を受ける個人の権利ないし自由に属するののかについて格別の実質的判断をしていないが、その製造の自由が酒税の徴収確保という規制目的に優越しない自由であることを前提にして、いわゆる「明白性の原則」に相当する審査基準で免許制の合憲性を判断するものである。

E この判例は、租税法の分野における政策的・専門技術的判断を尊重する観点から立法府の裁量的判断について「明白性の原則」を採用するものであり、規制される個人の権利の種類には関係なく、規制目的に正当性があり、規制手段との合理的関連性が認められる限りは、合憲性の推定が働くことを明らかにするものである。

1 . A 2 . B 3 . C 4 . D 5 . E

〔No. 20〕 次の文章のAからEには甲群の中から，アからオには乙群の中からそれぞれ適当な語句を挿入すると，権力分立に関するまとまった論述となる。挿入する語句の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

「権力分立制は，18世紀から19世紀にかけて，近代諸国の憲法で基礎的な原理として採用され，今日では多くの国に根強い地盤を有している政治組織原理である。1789年の(A)は，『ア。』と断言し，権力分立制が国民の権利の保障とともに立憲国の憲法に欠くことのできないものであることを強調している。権力分立論の重点は，自由主義的な政治的要請としてその実現を求めるところにあり，その真価も主としてそこに見られる。すなわち，国家の権力から国民の自由を守るために考えられた原理であって，国家の権力が誰かの一手に集中してあまりに強大になるのを防止し，各権力を分離・独立させて，それを抑制し，緩和する必要があるとするものである。したがって，自由主義的であるということは，権力分立の意味そのものからただちに流れ出てくる，権力分立の第1の特性である。次に，権力分立論は，もともと積極的に能率を増進するための原理でなく，消極的に権力の濫用又は権力の恣意的な行使を防止するための原理である。(B)の言うようにイ。このような消極的特性が第2の特性である。第3の特性は，国家権力及びこれを行行使する人間に対する懐疑的又は悲観的態度にある。(C)は，『ウ。』と述べている。また，アメリカの独立やその憲法制度への寄与で知られる(D)の『エ。』という言葉は，この分立論の意図を率直に表明している。第4の特性は，その政治的中立性又は中和性にある。本来の性格が自由主義的であるから，ワイドナーの述べるように『オ。』ということができる。17世紀末のイギリスにあって当時の母国の政治の現実に即して立法権の優位を説いた(E)に対し，立法権と行政権の分立・均衡を主張して，極端な民主制の中和を求めた(C)が唱えた立憲君主型の権力分立制は今日では廃れてしまったが，民主主義の下でも権力分立原理の働く場は決してなくなりはないのである。」

【甲群】

ロック	ルソー	モンテスキュー	J. S. ミル
ブランダイス	マーシャル	ジェファークソン	フランス人権宣言第16条
アメリカ合衆国憲法前文		ヴァージニア権利章典	

【乙群】

われわれの選良を信頼してわれわれの権利の安全に対する懸念を忘れるようなことがあれば，それは危険な考え違いである。信頼はいつも専制の親である。自由な政府は信頼ではなく猜疑に基づいて建設される。権力に関する場合は，人に対する信頼には耳を貸さず，憲法の鎖によって，非行を行わないように拘束する必要がある

いろいろな歴史的情勢に対する反動の可能性こそ，権力分立原理の超時間的価値である

その目的は，摩擦を避けることではなく，政府の権力を3つの部門に配分することに伴う不可避的な摩擦によって国民を専制から救うことにある

いかなる委任された権力も，決して委任の条件を変えることはできない

主権は「人民」の意思力であるから分割された主権はあり得ない。主権の一部とみなされている諸々の権力は，すべて主権に従属しているのであり，常に最高の意思を予定し，その意思を執行するにすぎない

すべて権力を持つ者はそれを濫用しがちである。彼は極限までその権力を用い

る。それは不断の経験の示すところだ

権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法を持つ
ものではない

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 . A - , イ - , C - , エ - | 2 . B - , ウ - , エ - , E - |
| 3 . ア - , C - , D - , オ - | 4 . ア - , B - , ウ - , E - |
| 5 . A - , イ - , D - , エ - | |

[民法]

- [No. 2 1] 次のアからオまでのうち、「 」内の主張が不適切なものの組合せはどれか。
- ア 本人Aの無権代理人Bと契約を締結した相手方Cは、Aが履行を拒否しているの
で、Bに履行を請求した。これに対し、Bは、「自分は、契約の締結当時、未成年
だったから、履行の責任を負わない。」と主張した。
- イ 本人Aが無権代理人Bに無権代理行為を追認したが、相手方Cは、追認の事実を
知らなかったため、無権代理行為を取り消したところ、Aから履行を請求された。
そこで、Cは、「自分は、追認の事実を知らなかったから、過失があったとしても、
取消しは有効だ。」と主張した。
- ウ 本人Aが無権代理人Bと相手方Cとの間で締結された契約の追認を拒絶したので、
Cは、Bに履行を請求した。これに対し、Bは、「Aの追認の拒絶により契約は無
効と確定したから、自分は履行の責任を負わない。」と主張した。
- エ 本人Aと相手方Cとの間の契約をBがその双方を代理して締結した。Aは、いっ
たんは契約を追認したが、Cから履行を請求されると、「双方代理の禁止違反は強
行法規違反だから、追認しても契約の効力は生じない。」と主張した。
- オ 本人Aの無権代理人Bと契約を締結した相手方Cは、Bに履行を請求した。これ
に対し、Bは、「表見代理が成立し、契約の効果はAに帰属するから、自分は履行
の責任を負わない。」と主張した。

1 . ア ウ 2 . ア オ 3 . イ エ 4 . イ オ 5 . ウ エ

- [No. 2 2] AがBに甲建物を売却した場合についての留置権と同時履行の抗弁権に関する次の
アからオまでの記述のうち、正しいものの組合せはどれか（Aの代金債権に関して留
置権と同時履行の抗弁権が競合的に成立するとの立場を前提とするものとする。）。
- ア BがAに対し甲建物の引渡しを訴求した場合、Aが留置権と同時履行の抗弁権を
有する関係にある以上、Aがそれらを行使するか否かにかかわらず、代金支払との
引換給付が命じられる。
- イ AがBと売買契約を締結した後、Bの代金債務について、十分な資力を有するC
が、Bの委託によりAとの間で保証契約を締結した場合、Bは、Aの留置権を消滅
させることはできるが、同時履行の抗弁権を消滅させることはできない。
- ウ Aが留置権と同時履行の抗弁権を有しているから、Aの甲建物引渡債務について
は、BがAに代金を提供した時から消滅時効が進行する。
- エ 甲建物がBからDへ転売され、登記もA、B、Dと順次移転されたが、Aが占有
を続けている場合、Aは、Dからの所有権に基づく甲建物引渡請求に対し、留置権
は主張できるが、同時履行の抗弁権は主張できない。
- オ Aが代金債権をEに譲渡し、これをBに通知した場合、Aは、甲建物の占有を続
けていたとしても、Bからの甲建物引渡請求に対し、留置権も同時履行の抗弁権も
主張できない。

1 . ア ウ 2 . ア オ 3 . イ エ 4 . イ オ 5 . ウ エ

- [No. 2 3] 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。
- ア 第三者弁済とは、第三者が他人の債務を自己の名において弁済することをいうか
ら、第三者が他人の債務であることを知りながらそれを自己の債務として弁済する
ときは、非債弁済となる。
- イ 保証人は、催告の抗弁権と検索の抗弁権を有しているから、主債務者の意思に反
して、主債務も保証債務も弁済することができない。

ウ 物上保証人は、責任を負担しているだけで、債務は負担していないから、債務者の意思に反して、その債務を弁済することはできない。

エ 借地上の建物の賃借人は、借地の所有者とは直接の契約関係にないから、借地の所有者である土地賃貸人の意思に反して、地代を弁済することはできない。

オ 第三者が債務者の意思に反して弁済することができるときは、債権者は、その弁済の受領を拒絶できないから、債権者は、受領を拒絶すると、受領遅滞となる。

1. アイウ 2. アイオ 3. アエオ 4. イウエ 5. ウエオ

〔No. 24〕 民法に「裁判所は、債務者の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、債務の弁済期を延期し、延期された期間に対応する遅延損害金の支払義務を免除することができる。」という規定を新設したとする。この規定における「免除」の効果についての考え方を次の甲説と乙説に分けた場合、後記アからオまでの記述のうち、甲説のみに当てはまるものの組合せとして正しいものはどれか。

甲説： 民法の既存の規定における「免除」と同様、その債務者については、遅延損害金の支払義務が消滅することになる。

乙説： 民法の既存の規定における「免除」とは異なり、その債務者に対しては、遅延損害金の支払を請求できなくなるだけで、遅延損害金の支払義務自体は消滅しない。

ア 連帯債務について遅延損害金の支払義務を免除する裁判をする場合、連帯債務者の一部に対してのみ免除の裁判をすることはできない。

イ 連帯債務について遅延損害金の支払義務を免除する裁判をする場合、連帯債務者ごとに免除の内容を異にすることができる。

ウ 連帯債務者の一人に対してのみ遅延損害金の支払義務を免除する裁判がされた場合、その債務者の負担部分については、他の連帯債務者も支払義務を免れる。

エ 主たる債務者に対して遅延損害金の支払義務を免除する裁判がされた場合、保証人は支払義務を免れない。

オ 主たる債務者に対して遅延損害金の支払義務を免除する裁判がされた場合、連帯保証人も支払義務を免れる。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

〔No. 25〕 次の1から5までの記述のうち、売主Aがパソコンを所有していなかった場合における買主Bの即時取得の成否に関する記述として誤っているものはどれか（善意無過失又は悪意とは、Aの所有についての善意無過失又は悪意をいうものとする。）。

1. AとBとの間でパソコンの売買契約がされ、現実の引渡しが行われた場合、売買契約がAの錯誤によって無効であるときは、Bが善意無過失で、かつ、その錯誤を知らなかったとしても、即時取得は成立しない。

2. AとBとの間のパソコンの売買契約で代金完済まで所有権をAに留保するとの特約がされた場合でも、代金完済前に現実の引渡しが行われ、その引渡しの際にBが善意無過失であったときは、代金完済時にBが悪意でも、即時取得が成立し得る。

3. AとBとの間でパソコンの売買契約がされ、現実の引渡しが行われた場合、パソコンがAの所有であるか否かにつきBが半信半疑であったときは、即時取得は成立しない。

4. AとBの代理人Cとの間でパソコンの売買契約がされ、AからCに現実の引渡しが行われた場合、Cが善意無過失であれば、Bが悪意であったとしても、即時取得は成立し得る。

5. Aの代理人と称する無権代理人CとBとの間でパソコンの売買契約がされ、現実の引渡しが行われた場合、売買契約につき表見代理が成立せず、Aの追認もないときは、Bが善意無過失であったとしても、即時取得は成立しない。

〔 No. 2 6 〕 次の事例についてのアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

「 X と Y は、金銭消費貸借契約を締結し、 Z は、債務者 Y の委託を受けずに X との間で保証契約を締結した。その後、 X と Y は、支払期限を猶予する合意をしたが、 Z は、支払期限の猶予の事実を知らされていなかった。そのため、当初の支払期限に X から請求を受けた Z は、 X に弁済したが、その際、 Y に何も知らせなかった。」

ア Z は、主たる債務の支払期限の猶予を知らなかったから、 X に対し、 X が弁済された金銭を猶予後の支払期限まで利用して得た利益の返還を請求できる。

イ Z は、催告の抗弁権と検索の抗弁権を行使できたのに、これらを行行使しなかったから、 X に対し、何らの請求もできない。

ウ Y が支払期限の猶予を受けたことを Z に通知しなければならないのに、これを怠ったから、 Z は、 Y に対し、求償権の存在を主張できる。

エ Z は、その弁済の前後に Y に通知しなければならないのに、これを怠ったから、 Y が X に弁済していない場合でも、 Y に対し、求償権の存在を主張できない。

オ Z は、その弁済の前後に Y に通知しなければならないのに、これを怠ったから、 Y が猶予後の支払期限に Z の弁済を知らずに自ら弁済した場合には、 Y に対し、求償権を行使できない。

1 . ア イ 2 . ア オ 3 . イ ウ 4 . ウ エ 5 . エ オ

〔 No. 2 7 〕 A が承諾期間を 1 週間と定めて自己所有の美術品を代金 2 0 0 万円で売却すると B に申し込んだ場合についての次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア B の承諾通知が承諾期間経過後に A に到達したので、 A は、それに応じて、 2 0 0 万円で売却すると B に通知したところ、 B は、 1 0 0 万円であれば買い取ると条件変更を申し出た。この場合、 A B 間に契約は成立しない。

イ B の承諾通知は、郵便事故で承諾期間経過後に A に到達したが、通常であれば承諾期間内に到達すべき時期に発送されたものであった。 A が延着の通知を B に発しない場合、 A B 間に契約は成立する。

ウ B は、 A の申込みを受け取る前に、その美術品を 3 0 0 万円で買いたいと A に申し込んでいたが、 B の申込みは、 A の申込みが発送された後に A に到達した。 A の申込みを受け、 B は、改めて、 2 0 0 万円で買い取ると A に通知した。この通知が承諾期間内に A に到達したとしても、 A B 間に契約は成立しない。

エ B は、いったんは 1 0 0 万円であれば買い取ると条件付きで承諾の通知を発したが、その通知が A に到達する前に、電話で 2 0 0 万円で買い取ると A に連絡した。その連絡が承諾期間内にされたときは、 A B 間に契約は成立する。

オ A は、その後、 C からその美術品を 3 0 0 万円で買いたいとの申込みを受けたので、 B に申込みを撤回するとの通知を発した。 B は、 A の撤回の通知を受け取ったが、承諾の通知を発し、その承諾の通知は当初の承諾期間内に A に到達した。 B は、 A の申込みが撤回されたことを知っているから、 A B 間に契約は成立しない。

1 . ア ウ 2 . ア オ 3 . イ ウ 4 . イ エ 5 . エ オ

〔 No. 2 8 〕 A がその財産を B に売却する場合と A がその財産を B に負担付きで贈与する場合とを比較した次のアからオまでの記述のうち、正しいものは何個あるか。

ア 売買は、 A B 間の意思表示の一致があれば成立するが、負担付贈与は、これに加えて、 A から B への目的物の引渡しが無ければ成立しない。

イ 売買は、 B が代金を支払わなくても効力が生ずるが、負担付贈与は、 B が負担を履行するまでは効力が生じない。

ウ 売買では、Bが代金を支払わなければAは契約を解除できるが、負担付贈与では、Bが負担を履行しなかったとしてもAは契約を解除できない。

エ 売買では、目的物に隠れた瑕疵があればAは担保責任を負うが、負担付贈与では、目的物に隠れた瑕疵があったとしてもAが担保責任を負うことはない。

オ 売買では、A Bの双方がその給付を履行していないときであっても契約の撤回はできないが、書面によらない負担付贈与では、Aの贈与もBの負担も履行されていないときは契約の撤回ができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

〔No. 29〕 A会社の従業員Bは、業務のため会社のトラックを運転中、保母に引率されて道路を横断していた保育園児Cを不注意ではねてしまった。この事例についての次のアからオまでの記述のうち、不適切なものの組合せはどれか。

ア CからAに対し損害賠償請求がされた場合、Aは、引率の保母に過失があったことを証明して過失相殺を主張することができる。

イ Cが3歳の幼児であった場合、Cには事理弁識能力がないから、C自身の慰謝料請求権は発生しない。

ウ AがBの使用者としてCに対し損害賠償責任を負う場合であっても、Bは、Cに対する損害賠償責任を免れない。

エ Bに重大な過失があった場合、Aは損害賠償責任を負わず、Bだけが損害賠償責任を負う。

オ Cが重大な傷害を負い、その生命を害された場合にも比肩すべき精神的苦痛をCの母親が受けた場合、Cの母親には固有の慰謝料請求権が認められる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔No. 30〕 次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

1. Aと無関係のBが、Aが知らない間にA Bの婚姻の届出をした場合、A Bの婚姻は、取り消すことができる。この場合、Bが自己の名義で取得した財産は、対外的にはA Bの共有と推定される。

2. Aが15歳のB女と婚姻をした場合、その両親の同意を得ていたとしても、A Bの婚姻は、取り消すことができる。この場合、Bは、Aに財産分与を請求することができる。

3. Aが強迫によりB女と婚姻をした場合、A Bの婚姻は、取り消すことができる。この場合、A Bの婚姻中にBが懐胎した子は、Aの嫡出である子とは推定されない。

4. AがBの詐欺によりBと婚姻をした場合、A Bの婚姻は、取り消すことができる。この場合、Aは、婚姻によってBから得た財産を返還する義務を負わない。

5. Aが、Bが知らない間にA Bの協議離婚の届出をして、Cと婚姻をした場合、A Cの婚姻は、取り消すことができる。この場合、婚姻の取消し前にCが購入した日用品の代金債務について、Aが婚姻の取消し後まで連帯責任を負うことはない。

〔No. 31〕 次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア 母親は、胎児を代理して、父親に対し認知の訴えを提起することはできない。

イ 父親がした胎児の認知は、胎児の出生前に父親が死亡すると、効力が生じない。

ウ 父親は、胎児を受遺者としてその財産を遺贈することができる。

エ 母親が妊娠中に受けた投薬のため胎児が被害を被った場合、母親は、胎児を代理して、加害者と和解することができる。

オ 母親の妊娠中に父親が死亡したが、胎児も死産であった場合、胎児が相続した父親の財産は、母親が更に相続することになる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔No. 3 2〕 無能力者Aは、自己所有の土地をBに売却する契約を締結したが、後日、この契約が取り消された。次のアからオまでの事実が存在した場合、Aが未成年者又は禁治産者のいずれであるかによって取消しの効果が生じないことがある。無能力者の種類と取消しの効果が生じない場合の個数の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか（後見監督人は選任されていないものとする。）。

ア Aの法定代理人がこの契約の締結についてAに同意を与えていた。

イ この契約の締結に際し、Aが自己を能力者であると信じさせるために詐術を用いた。

ウ この契約の締結前に、Aの法定代理人がその土地での営業をAに許可していた。

エ Aの法定代理人が目的を定めずにAにその所有財産の処分を許可していた。

オ BがAの法定代理人に対し2か月以内にこの契約を追認するか否かを確答すべき旨を催告したが、確答がないまま2か月が経過し、その後この契約が取り消された。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 未成年者 - 3個 禁治産者 - 3個 | 2. 未成年者 - 4個 禁治産者 - 2個 |
| 3. 未成年者 - 4個 禁治産者 - 3個 | 4. 未成年者 - 5個 禁治産者 - 2個 |
| 5. 未成年者 - 5個 禁治産者 - 3個 | |

〔No. 3 3〕 民法第177条につき、「不動産に関する物権を取得した者は、登記を備えなければ、同一の不動産につき同一の前主から有効に物権を取得した第三者に対し、その物権の取得を対抗できない。」という見解を採った場合、次のアからオまでの事例のうち、XがYに所有権を対抗できないと解されるものは、下記1から5までのうちどれか。

ア 甲不動産がAからXに譲渡された後にAが死亡し、遺産分割の協議によって共同相続人の一人Yが甲不動産の単独所有者とされ、その旨の登記がされた。

イ 甲不動産がXからAへ、AからYへと順次譲渡されたが、登記名義がAにとどまっている段階で、XがAへの譲渡契約の錯誤無効を主張し、その主張が認められたのに、AがYに所有権移転登記をした。

ウ XがAから甲不動産を取得する前に、Aの無権代理人Bを介してYが甲不動産を取得し、所有権移転登記も備えたが、表見代理の成立が認められなかった。

エ X所有の甲不動産につき、Aは、勝手に自己名義への所有権移転登記をした上、Xが気付かないうちに善意のYに甲不動産を譲渡して所有権移転登記をした。

オ XがA所有の甲不動産を取得した後に、YがAから甲不動産を取得したが、登記名義は、Aにとどまっている。

1. アイウエ 2. アイオ 3. アウエ 4. エオ 5. オ

〔No. 3 4〕 次の設例についての教授の質問に対するアからソまでの学生の解答の中からそれぞれ適当なものを選んだ場合、最も適切な組合せはどれか。

「Xは、Aに対し4000万円の金銭債権を有している。Aは、その唯一の財産である時価5000万円相当の土地に、Yが有する3000万円の債権を担保するために抵当権を設定していたが、この土地をYに代物弁済として譲渡し、移転登記を行った。その結果、抵当権設定登記が抹消された。」

教授： AのYに対する代物弁済は、詐害行為に当たりますか。

学生：ア 優先権を有する担保権者への代物弁済だから、AにXを害する意思がある場合に限り、詐害行為に当たります。

イ Yの債権額より高額な土地の代物弁済だから、Aに債務超過についての認識があれば、詐害行為に当たります。

教授： 仮に，代物弁済後に，この土地の価格が抵当権の被担保債権相当額にまで下落した場合でも，Xは，取消権を行使できますか。

学生：ウ 行使できます。

エ 行使できません。

教授： では，設例に戻って，Xが代物弁済を詐害行為として取り消せるのは，どの範囲ですか。

学生：オ 契約全体です。

カ 4000万円の限度です。

キ 2000万円の限度です。

教授： それは，なぜですか。

学生：ク 債権者取消権の行使は，取消債権者の債権の保全に必要な限度に限られるからです。

ケ 債権者取消権の行使は，債務者の責任財産の保全に必要な限度に限られるからです。

コ 詐害行為の取消しは，目的財産が不可分物であるときは，全部の取消しによらざるを得ないからです。

教授： 代物弁済を取り消した場合，Xは，Yに対しどのような請求ができますか。

学生：サ Yへの移転登記の抹消のみ請求できます。

シ 価格賠償のみ請求できます。

ス その選択により，Yへの移転登記の抹消又は価格賠償を請求できます。

教授： この土地をYがZに転売してしまった場合，Xは，Zを相手に代物弁済の取消しを請求できますか。

学生：セ Yが善意の場合でも，Zが悪意であれば，請求できます。

ソ Yが善意の場合には，Zが悪意であっても，請求できません。

1. アウオコサソ 2. アエカクシセ 3. イウキケスソ
4. イエカクスソ 5. イエキケシセ

〔No. 35〕 Aは，Bに対し債権を有することから，債権者代位権により，BのCに対する権利を行使しようとしている。この場合についての次のアからオまでの記述のうち，正しいものの組合せはどれか。

ア CがBの名誉を毀損した場合，Aは，Bに代位して，BのCに対する慰謝料請求権を行使することができる。

イ AのBに対する債権がBの所有地の賃借権である場合，Aは，Bが無資力でなくても，その土地の不法占拠者Cに対するBの物権的請求権を代位行使することができる。

ウ Aが代位行使するBの権利がBのCに対する動産の引渡請求権である場合，Aは，Cに対し，その動産を自己へ直接引き渡すよう請求することはできない。

エ AのBに対する債権が抵当権付きである場合，Aは，その抵当目的物の他の抵当権者Cに対し，CのBに対する債権の消滅時効が完成していることをBに代位して援用することができる。

オ 土地がCからBへ，BからAへと順次譲渡され，AがBのCに対する所有権移転登記請求権を代位行使する場合，Cは，CとBとの間の売買契約における同時履行の抗弁権をAに対抗することができる。

1. アイウ 2. アイオ 3. アウエ 4. イエオ 5. ウエオ

〔No. 36〕 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

ア 連帯保証人が連帯保証債務の一部を弁済したとしても、主たる債務の残部についての時効は中断しない。

イ 単なる保証人が保証債務の一部を弁済したとしても、主たる債務の残部についての時効は中断しない。

ウ 主たる債務者がその債務の一部を弁済したとしても、保証債務の残部についての時効は中断しない。

エ 物上保証人が抵当債権者に対し被担保債務の一部を弁済したとしても、その債務についての時効は中断しない。

オ 債務者がその債務の一部を弁済したとしても、その債務についての物上保証人は、時効の中断がなかったものとして時効を援用できる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔No. 37〕 次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

1. 手付契約は要物契約だから、契約成立には買主から売主への手付の交付が必要であるが、買主が手付を放棄して売買契約を解除するまでは、手付の所有権は買主に留保される。

2. 民法上の消費貸借契約は要物契約だから、契約成立には貸主から借主への目的物の交付が必要であり、借主は受け取った目的物を自己の所有物として処分できる。

3. 賃貸借契約は諾成契約だから、契約成立には賃貸人から賃借人への目的物の引渡しは必要でなく、契約が成立すれば、目的物の引渡しがない段階でも、賃借人は目的物返還義務を負う。

4. 使用貸借契約は要物契約だから、契約成立には貸主から借主への目的物の交付が必要であり、貸主は目的物引渡義務を負う。

5. 売買契約は諾成契約だから、契約成立には売主から買主への目的物の引渡しは必要でないが、契約が成立しても目的物の引渡しがないければ、買主は代金支払義務を負わない。

〔No. 38〕 次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア Aは、Bからその倉庫に保管中の特定物である高価な花瓶を購入したが、花瓶は、契約の成立時点で既に割れていた。花瓶の引渡しがされていない以上、Bが危険を負担し、Aの代金債務は消滅する。

イ Aは、Bからその倉庫に保管中の特定物である高価な花瓶を購入したが、花瓶は、Aの被用者が契約締結後に行った箱詰め作業中に割れてしまった。A B間の契約は、特定物に関する物権の移転を目的とする契約であるから、危険負担の債権者主義が適用され、Aの代金債務は消滅しない。

ウ Aは、Bから高価な花瓶を購入し、配送してもらうことにしたが、花瓶は、配送中にBの責めに帰すべからざる事由によって割れてしまった。仮に、花瓶が不特定物であったとすると、特定物に関する危険負担の債権者主義は適用されないから、債務者主義で処理される。

エ Aは、Bから特定物である花瓶3個がセットになったものを購入したが、配送中にBの責めに帰すべからざる事由によって1個割れてしまった。民法の規定上は危険負担の債権者主義が適用されるが、その意味は、Aが代金の減額を請求できないということである。

オ Aは、Bから特定物である花瓶3個がセットになったものを購入したが、契約の成立時点で既に1個が割れていた。そのことをBが契約締結の際に知り得たのであれば、Bの契約締結上の過失による損害賠償責任を認めないと、Aが害されることになる。

1.ア イ 2.ア ウ 3.イ エ 4.ウ オ 5.エ オ

〔No.39〕 次のアからオまでの記述のうち、債務者の委託を受けた物上保証人があらかじめ求償権を行使することを否定する見解の論拠とならないものの組合せとして正しいものはどれか。

ア 物上保証とは、他人のために物的担保を提供することであり、物上保証の委託は、担保物権の設定行為の委任である。

イ 物上保証人の担保提供は、委任事務の処理に必要な物的有限責任の負担であり、その負担は、現実化する可能性が高い。

ウ 物上保証人は、債務を負担することなく、物的有限責任を負担するにすぎず、被担保債権の弁済は、物上保証の委託の趣旨には含まれない。

エ 物上保証人は、保証人とは異なり、催告の抗弁権と検索の抗弁権を行使しないまま、競売を甘受しなければならない。

オ 担保物の客観的価値は、その存否も含めて、競売してみなければ確定しない。

1.ア ウ 2.ア エ 3.イ エ 4.イ オ 5.ウ オ

〔No.40〕 Aは、掛け軸を所有し、自宅の床の間に飾っていた。ところが、Bは、Cに対し、この掛け軸は自己の所有物でAに預けているだけであると虚偽の事実を告げ、その旨過失なく信じたCとの間で掛け軸の売買契約を締結した。その後、Bは、Aからこの掛け軸を購入した上でDに転売し、そのことをAに連絡して、AからDに掛け軸を郵送させ、Dはこれを受け取った。この事例に関する次のアからカまでの記述のうち、最も適切なものの組合せはどれか。

ア Cは、Bとの間で売買契約を締結した時点で、掛け軸の所有権を取得した。

イ Cは、BがAから掛け軸を買い受けた時点で、その所有権を取得した。

ウ Cは、即時取得により、掛け軸の所有権を取得した。

エ Cは、BC間の売買契約の効力として、掛け軸の所有権を取得した。

オ CとDは対抗関係に立つから、現実の引渡しを受けたDは、Cに掛け軸の所有権を主張できる。

カ Dは、無権利者Bから掛け軸を買ったから、掛け軸がBの所有であることを過失なく信じていたのでなければ、その所有権を取得しない。

1.ア ウ カ 2.ア エ オ 3.イ ウ カ 4.イ エ オ 5.イ エ カ

[刑法]

〔No. 4 1〕 次の ないし は、中止犯の「自己の意思により」の要件の意義に関する学生AないしCの見解を列挙したものである。これらの学生が自己の見解を事例アないしウに当てはめたところ、行為者甲に上記要件が存するか否かに関し、AとBはア及びウにつき、AとCはイ及びウにつき、BとCはウにつき、それぞれ結論が一致した。各学生と見解の組合せとして正しいものはどれか。

一般の経験上犯罪の遂行を中断させる強制的影響がある事情がないのにやめることをいう。

行為者が、犯罪の遂行を可能であると思いながらもやめることをいう。

行為者が、犯罪の遂行を可能であると思いながらも、悔悟・同情・憐憫などの広義の後悔に基づきやめることをいう。

ア 甲は、窃盗の目的で、深夜、デパートの売場で金品を物色中、物音に不審を抱いた警備員が足早に近づいて来るのを認めたが、自分ならやり過ぎて商品を盗めると思ったものの、悪いことはやめようと思い直し、その場を立ち去った。

イ 甲は、宝石店のショーケース内に陳列されている指輪が100万円程度の物だと思い、これを窃取しようとケースの扉を開け中に手を差し入れたが、付いていた値札の価格が10万円だったので、その場を立ち去った。

ウ 甲は、殺意をもって刃物で恋敵を一撃し、更に刺そうとしたが、相手が助命を嘆願するので、かわいそうになって立ち去ったところ、相手は一命を取りとめた。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. A - , B - , C - | 2. A - , B - , C - |
| 3. A - , B - , C - | 4. A - , B - , C - |
| 5. A - , B - , C - | |

——〔No. 4 2〕から〔No. 4 3〕まで——

未遂犯と不能犯の区別に関して下記 ないし の見解があるものとし、学生AないしCは、そのいずれかの異なる見解を採った上で、下記 ないし の事例をめぐって発言している。

行為時に一般人ならば認識し得た事情を基礎に、一般人が結果発生の危険を感じるか否かで判断する。

行為時に行為者が認識していた事情を基礎に、一般人が結果発生の危険を感じるか否かで判断する。

行為時に存在したすべての客観的事実を基礎に、一般人が結果発生の危険を感じるか否かで判断する。

甲は、自己を追ってきた乙を殺害しようとして、警ら中の警察官からけん銃を奪い、乙の身体に向けてけん銃の引き金を引いたが、たまたま弾倉に弾丸が装てんされていなかった。

甲は、乙を殺害しようとして決意し、のろいで人を殺害できると考えて、うしの刻参りをした。

甲は、乙を毒殺しようとして決意し、某大学研究室の毒薬保管庫から毒薬の瓶を持ち出そうとしたが、栄養剤の入った瓶に毒薬のラベルが貼付されていたことから、これを毒薬の瓶と誤信して持ち出し、ひそかに乙の飲食物に混入させて飲ませた。

甲は、乙を毒殺しようとして決意し、自宅の戸棚に瓶入りの毒薬を隠していたが、貼付されたラベルを確認しないまま、毒薬の瓶の隣にあった栄養剤の瓶を毒薬の瓶と誤信して持ち出し、ひそかに乙の飲食物に混入させて飲ませた。

C : B君の見解では、客観的に結果発生危険性がない行為を処罰することになる点で不当だ。

B : しかし、C君の見解では、逆に、誰が見ても危険な行為を処罰できなくなるのではないか。

A : (a)と(b)の事例の場合、僕とB君の見解では、殺人未遂罪が成立し得るが、C君の見解では、不能犯となり、まさに今B君が指摘したとおりの不当な結果となってしまふ。

B : A君、君と僕と一緒にしないでほしい。別の(c)の事例の場合、僕の考えでは、君と違って不能犯となる。そもそも、A君の見解では、一般人から見ても結果発生危険性がない行為を殺人未遂罪で処罰することになる点で不当だ。

C : それぞれの見解に対する批判も出たようなので、ないしの事例についての結論をまとめてみると、僕の見解では、殺人未遂罪が成立し得る事例の数は(ア)個、B君の見解では(イ)個、A君の見解では(ウ)個ということになる。

[No. 4 2] 上記aないしcに適切な事例を入れて考えた場合、学生と見解との組合せとして正しいものはどれか。

1 . A B C	2 . A B C	3 . A B C	4 . A B C	5 . A B C

[No. 4 3] 上記学生Cの最後の発言中にあるアないしウに入る数の組合せとして正しいものはどれか。

1 . アイウ	2 . アイウ	3 . アイウ	4 . アイウ	5 . アイウ
0 1 2	0 2 3	1 2 3	2 1 0	3 1 2

[No. 4 4] 下記の ないし の()に下記語群から適切な語を入れるとともに、これらを下記【 】ないし【 】に正しく入れると、送金銀行が送金先を誤って甲名義の普通預金口座(残高はない。)に入金した場合に、甲が現金自動支払機から現金を引き出した事案について、甲の罪責を論じた文章となる。【 】及び【 】に入る文章の()に入る語を順に並べた場合の組合せとして最も適切なものはどれか。

「【 】。もっとも、【 】。しかし、【 】。したがって、【 】。」

横領罪との関係においては、預金口座の名義人に正当な払戻し権限が()場合に、預金債権に対する管理、占有、ひいては銀行が事実上占有する金銭に対する預金額の限度での()という観念をいれる余地がある

預金口座の名義人と銀行との関係は、前者に正当な払戻し権限が()場合であっても、()が成立しているだけであって、銀行の現金自動支払機内の現金は、銀行の管理ないし占有に属すると解するのが相当である

本件については、()の成立する余地はなく、()が成立する

本件は、送金銀行の手違いにより、甲の預金口座に入金があったにすぎず、甲には正当な払戻し権限が()と解すべきであるから、現金自動支払機内の現金について、甲が()を取得することもない

[語群] A ある B ない C 事実上の占有 D 法律上の占有
E 占有離脱物横領罪 F 背任罪 G 窃盗罪 H 横領罪
I 電子計算機使用詐欺罪 J 債権債務関係

1 . A - C - E - I	2 . A - J - H - E	3 . B - C - E - G
4 . B - D - F - H	5 . B - D - H - G	

〔No. 45〕 下記アないしカの文章から最も適切なものを選んで「(A)。しかし、(B)。これに加えて、(C)。これに対して、(D)。(E)。」の()内に入れると、法人の犯罪能力を論じた記述となる。AないしEに入る文章を順に並べた組合せとして正しいものはどれか。

ア 法人の犯罪能力を肯定した上で、両罰規定は、事業主として従業者の違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった選任監督上の過失を推定した規定、すなわち、事業主の過失犯を処罰したものと解し、事業主はこの点について注意を尽くしたことを証明すれば免責されると解することで責任主義との調和を図ることができる

イ 法人の犯罪能力については、これを否定する見解がある

ウ 過失推定説に対しては、無過失の立証責任を事業主に負わせるのは、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則に反するとの批判がある

エ 否定する見解は、法人の処罰は刑事犯では認められないが、行政犯という特殊な法領域では認められると反論している。しかし、この反論に対しては、そもそも刑事犯と行政犯の区別自体が相対的・流動的なものであるという批判が可能である

オ 否定する見解は、現代社会において法人の果たす役割の重要性や企業の事業遂行あるいは企業戦略の一環として法人が主体となった犯罪現象が存在するのを看過するものといわなければならないであろう

カ 否定する見解は、両罰規定に基づいて事業主である法人が処罰される根拠をどのように説明するのであろうか。法人は犯罪主体とはなり得ないが、受刑主体にはなり得るとするのであれば、行為を処罰するという近代刑法の基本原則に反するものといわなければならないであろう

1. ア - ウ - エ - オ - カ 2. ア - ウ - カ - エ - オ 3. イ - オ - カ - エ - ア
4. イ - オ - カ - エ - ウ 5. イ - カ - ア - エ - オ

〔No. 46〕 下記の記述の()内には下記語句群から、【ア】ないし【ウ】内には下記AないしDの結論の中から、それぞれ適切なものが入る。【 】内に入るべき結論の組合せとして正しいものはどれか。

事例 甲は、自動車を脇見運転したため、路上の乙に気付かず、乙をはねて傷害を負わせたが、実は乙は甲に対してけん銃を発射する直前であった。

事例 警察官甲は、刀を振り上げて襲い掛かってきた乙をけん制するためけん銃を乙に向けたが、誤って引き金を引いてしまい、弾丸を乙の右腕に命中させた。

「各事例においては、いずれも過失行為による正当防衛が問題となるが、正当防衛の要件として防衛の意思を()立場からは【ア】。これに対し、正当防衛の要件として防衛の意思を()立場では、防衛の意思の内容をどう考えるかにより結論が異なる。防衛の意思の内容を()であると解する立場からは【イ】が、()は必要でなく、()で足りると解する立場からは【ウ】。」

[語句群] 必要とする 必要としない 急迫不正の侵害に対応する意識
防衛の意図・動機

A 事例 及び事例 のいずれも正当防衛は成立し得ない

B 事例 では正当防衛は成立し得ないが、事例 では成立し得る

C 事例 では正当防衛が成立し得るが、事例 では成立し得ない

D 事例 及び事例 のいずれも正当防衛が成立し得る

1. ア - A, イ - D, ウ - B 2. ア - A, イ - D, ウ - C
3. ア - D, イ - A, ウ - B 4. ア - D, イ - A, ウ - C

5. ア - D, イ - B, ウ - A

〔No. 47〕 次の文章の()内に、下記語群から最も適切な語を補充して文章を完成させた場合、使用回数が3回となる語の組合せとして正しいものはどれか。

「()時の法定刑が()時の法定刑より重い場合に、()時の罰則を適用する旨の規定を設けることは、()に反するのに対し、()時の法定刑が()時の法定刑より重い場合に、規定を設けて()時の罰則を適用することは、()に反しない。しかし、後者の場合に、上記の趣旨の規定がないときは、法を()規範と考えるとしても、刑法第6条により、刑の()があった場合として軽い()時の罰則が適用される。()時に罰則が存したが、()時に罰則がなくなった刑の()の場合は、法を()規範と考えれば当然()であるし、法を()規範と考えても、刑の()の場合との均衡や刑法第6条の趣旨からして()と考えるのが妥当であろう。もっとも、この場合も、規定を設けて処罰することとしても()には反しない。平成7年の刑法改正において尊属傷害致死罪の規定が削除され、改正前の()についても適用されないこととされたが、同罪と単純傷害致死罪は実質的に()の構成要件であり、()時に尊属傷害致死罪に該当したものが()時に単純傷害致死罪に該当することになったと考えると、これは刑の()であると理解される。しかし、改正前の両罪の客体や法定刑が異なることから、両罪は()の構成要件であると考え、これは刑の()であると理解されよう。」

〔語群〕 a 行為 b 裁判 c 廃止 d 変更 e 罪刑法定主義
f 不可罰 g 別個 h 同一

1. c d 2. c e 3. c f 4. d e 5. d f

〔No. 48〕 暴行罪における暴行の意義及び傷害罪の性質に関するAないしCの各説があるとして、事例 ないし の乙に対する暴行罪及び傷害罪の成否に関する下記 ないし の記述のうち、誤っているものは何個あるか。

- A 暴行罪の暴行は身体に向けた有形力の行使をいい、傷害罪は傷害の故意がある場合に限り成立する犯罪である。
- B 暴行罪の暴行は身体に向けた有形力の行使をいい、傷害罪は傷害の故意がある場合のほか暴行罪の結果的加重犯を含む。
- C 暴行罪の暴行は身体に向けた有形力の行使のほか、無形力の行使も含み、傷害罪は傷害の故意がある場合のほか暴行罪の結果的加重犯を含む。

甲は、木造アパートの隣室の乙に嫌がらせをするため、毎夜ステレオの音量をいっぱいに上げて乙をノイローゼにしたが、甲には乙を傷害する故意はなかった。

甲は、乙をノイローゼにしてやろうと考えて毎夜無言電話を繰り返し、乙をノイローゼにした。

甲は、路上で乙の顔面を平手で強くたたいたところ、乙はよろめいた拍子に石につまずいて転倒し、右腕を骨折したが、甲には傷害の故意はなかった。

- A説によれば、事例 では傷害罪が成立する。
- A説によれば、事例 では暴行罪、傷害罪のいずれも成立しない。
- B説によれば、事例 では暴行罪、傷害罪のいずれも成立しない。
- B説によれば、事例 では傷害罪が成立する。
- C説によれば、事例 では暴行罪、傷害罪のいずれも成立しない。
- C説によれば、事例 では傷害罪が成立する。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

—〔No. 49〕から〔No. 50〕まで—

〔No. 49〕 次の文章中の()内に、適切な語を補充して正しい文章を完成させる場合、下記語群の語をできるだけ多く用いるものとする。それ以外の語を用いなければならぬ()の数は何個か。

「刑法第36条第2項の過剰防衛における刑の()的減免の根拠については、()が減少するからだとする立場、()が減少するからだとする立場及び()と()の双方が減少するからだとする立場がある。第1の立場は、過剰防衛においては犯罪は成立するが、緊急事態における行為であるから驚愕等のため冷静な判断をすることができなかつたとしても()の度合いは弱く、()が減少しているから刑の減免が認められるとする。第2の立場は、過剰防衛においても防衛行為者の()が維持されたという効果が生じた点において()の減少が認められるので、刑の減免が認められるとする。第3の立場は、第2の立場が指摘するように、過剰防衛も()を維持したという側面において()の減少が認められることは()できないが、他方、()により刑の減免が認められていることからすれば、行為者が驚愕等の心理状態に陥っていることが減免の根拠となっていることは()できず、()の減少も根拠となるとする。いわゆる誤想過剰防衛の取扱いにつき、第1の立場を徹底すれば、行為者が驚愕等の心理状態にある以上、()の減少があるから、過剰防衛としての刑の減免を()する余地があることになろう。第2の立場では、そもそも「急迫不正の侵害」がないから()の減少の前提を欠き、過剰防衛としての刑の減免を()することになろう。第3の立場では、()の減少の側面からは過剰防衛による刑の減免を()する余地はないようにも思われるが、()の減少の側面で実質的に通常の過剰防衛と差異がない場合には、刑の均衡上、刑の減免を()する余地があると解することも可能であろう。」

〔語群〕肯定 否定 違法 責任 非難

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

〔No. 50〕 次のアないしカは、上記第1ないし第3の立場と、下記A又はBの考え方の組合せであるが、「共同正犯における過剰防衛の成否は各人ごとに個別的に考えるべきである。」との結論を導く理由となり得ない組合せは何個あるか。

A 共同正犯者間では、違法及び責任の程度は個別的に考えるべきである。

B 共同正犯者間では、違法の程度は連带的に、責任の程度は個別的に考えるべきである。

ア 第1の立場 - A イ 第2の立場 - A ウ 第3の立場 - A

エ 第1の立場 - B オ 第2の立場 - B カ 第3の立場 - B

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

〔No. 51〕 共犯の処罰根拠に関するA及びBの考え方があるとする。次の記述は、事例 ないし における甲の処罰に関するものである。(ア)ないし(ウ)に入れるべき語の下記 ないし の組合せのうち、正しいものは何個あるか。

「甲が教唆犯として処罰されるか否かは、共犯の従属性、構成要件の解釈、違法性阻却の問題等についての理解いかんによって結論が左右され、共犯の処罰根拠論だけで結論が導かれるものではないが、その点は一応度外視し、共犯の処罰根拠という観点だけからすると、(ア)の甲については、(イ)は共犯として処罰する方向を志向するが、(ウ)は処罰しない方向を志向するといえよう。」

A 正犯を介し、自ら法益を侵害して結果不法を惹起している点に処罰根拠があり、その違法性は共犯固有のものである。

B 正犯の法益侵害に関与し、正犯の結果不法を共に惹起している点に処罰根拠があり、その違法性は固有のものではなく、正犯の不法により根拠付けられる。

公務員甲は、妻の乙をそそのかして、業者丙から賄賂を収受させた。

甲は、乙に依頼して、甲自身を車ではねさせ、瀕死の重傷を負った。

甲は、乙をそそのかして、乙の右手小指を切断させた。

ア = 事例 , イ = A説, ウ = B説 ア = 事例 , イ = A説, ウ = B説

ア = 事例 , イ = B説, ウ = A説 ア = 事例 , イ = A説, ウ = B説

ア = 事例 , イ = B説, ウ = A説

1 . 0個 2 . 1個 3 . 2個 4 . 3個 5 . 4個

〔 No. 5 2 〕 共犯の罪数に関する次の見解を前提とした場合、以下の ないし のうち、明らかに誤っているものの組合せはどれか。

「 幫助罪の個数は、正犯の罪のそれに従って決定される。幫助罪が数個成立する場合において、それらが刑法第 5 4 条第 1 項にいう 1 個の行為によるものであるか否かは、幫助行為それ自体についてみるべきである。 」

幫助行為が 1 回しか行われなかった場合でも、これにより正犯が数罪を犯したときは、幫助罪が数罪成立する。

幫助行為が数回行われた場合には、正犯の実行行為が単純な一罪を構成するにすぎないときでも、幫助罪が数罪成立する。

牽連犯の関係にある正犯の行為を各別の行為によって幫助した場合には、幫助罪が数罪成立する。

正犯の罪が科刑上一罪の関係にあり、それを 1 個の行為によって幫助した場合、数個の幫助罪が成立し、これらは観念的競合の関係に立つ。

正犯が複数いる場合に、それぞれの罪を 1 個の行為によって幫助したときは、幫助罪が数罪成立し、これらは併合罪の関係に立つ。

1 . 2 . 3 . 4 . 5 .

(参照条文)

刑法第 5 4 条第 1 項 1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

〔 No. 5 3 〕 死者の占有に関し、 ないし の見解があるとして、これらに基づいて ないし の事例を検討した下記の文章の () に適切な罪名を入れた場合、その種類は何個あるか。

死者には占有がなく、生前の占有の継続もないとする見解

死亡直後においては死者にも占有があるとする見解

死者には占有はないが、行為者の被害者に対する侵害行為を全体的に観察し、死亡直後であれば生前の占有が継続するとする見解

初めから財物奪取の意思で被害者を殺害して財物を奪う場合

被害者を殺害した後に財物奪取の意思を生じ、その直後に自ら財物を奪う場合

被害者を殺害した者以外の第三者が、死亡直後に死者から財物を奪う場合

「 の見解によると、事例 では () が成立し、事例 では () と () が成立する。 の見解によると、事例 では () が成立するが、事例 では () と () が成立するとの考え方のほか、 () と () が成立するとの考え方もあり得る。 の見解によると、事例 では () が成立するが、事例 では () が成立する。 」

1 . 3個 2 . 4個 3 . 5個 4 . 6個 5 . 7個

〔No. 54〕 以下のアないしオのうち、「公務員が、配置換えにより抽象的職務権限を異にする役職に転じた後に前職当時の職務に関し金銭を收受した場合にも、単純収賄罪が成立する」とする立場」と明らかに矛盾するものは何個あるか。

ア 具体的職務権限が無くなっても抽象的職務権限が同一である場合に単純収賄罪が成立するのは、公務の不可買収性、公務の公正が害されるからである。

イ 買収された職務は、前職当時、行為者の抽象的職務権限の範囲内になければならない。

ウ 事後収賄罪の主体に現在公務員の身分を有している者を含めることは、文理上不可能である。

エ 単純収賄罪の構成要件の「その職務」とは、「自己の職務」という意味であり、「現在の職務」という意味に限らない。

オ 単純収賄罪においては、金銭授受と現在の職務との対価関係が必要である。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

〔No. 55〕 以下に掲げるのは、未成年者拐取罪（以下、「本罪」という。）の保護法益につき、保護監督者の監護権のみであるか、未成年者の自由のみであるか、その両方であるかに関し、それぞれ異なる見解に立つ学生AないしCの会話の一部である。これを前提にした場合、下記アないしオのうち、明らかに誤っているものは何個あるか。

A： しかし、君たちの見解では、保護監督者は本罪の主体となり得ないことになるのではないか。

B： いや、僕の見解では、未成年者の利益を害する場合には、保護監督者も本罪の主体になり得る。

C： A君の見解では、承諾能力のある未成年者が承諾すれば本罪が成立しないことになりそうだが、保護監督者の承諾がない場合には、本罪の成立を認めるべきではないか。

ア Aの見解では、保護監督者のいない未成年者は本罪の客体たり得ないことになる。

イ Bの見解では、保護監督者のいない未成年者は本罪の客体たり得ないことになる。

ウ Cの見解では、保護監督者のいない未成年者は本罪の客体たり得ないことになる。

エ Bの見解では、保護監督者のいる未成年者は本罪の客体たり得ないことになる。

オ Cの見解では、保護監督者のいる未成年者は本罪の客体たり得ないことになる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

——〔No. 56〕から〔No. 57〕まで——

下記事例について、〔No. 56〕及び〔No. 57〕の問いに答えよ。

（事例） 印鑑登録証明書発行の補助事務を担当する某市役所市民課係員甲は、内容虚偽の同証明書を発行しようとして、証明書用紙に虚偽の事項を書き込み、これを決裁権限が付与されて市長印を保管している同課係長Aに提出した。事情を知らないAは、提出された証明書用紙に市長印を押印するなどして、印鑑登録証明書を発行した。

〔No. 56〕 次のアないしオの文章は、甲の罪責に関する記述を順不同に並べたものである。各文章の（ ）内に、下記語群から適切な語を選んで入れた場合、最も多く使用される語の使用回数は何回か。

ア 甲は印鑑登録証明書の発行権限がないという点では（ ）であるが、甲が公務員であり、補助者とはいえ発行事務に関与している点に着目して、甲に（ ）の（ ）が成立すると解することも可能である

イ 係長Aに付与された権限に照らすと、Aが発行した印鑑登録証明書は（ ）であるが、Aにはその旨の認識がないから（ ）は成立しない

ウ ()も()を利用することによって保護法益を侵害することが可能であると
して()を肯定する立場では、さらに()との関係で検討が必要となる

エ 共犯の実行従属性を要求する立場からは、甲には()の()は成立しないの
で()の成否が問題となる。しかし、()は()であることから、()は
その実行行為を行い得ないとして成立を否定する立場によれば、甲には()の
()も成立しない

オ ()は重要な公文書についてのみ、その虚偽記載行為の()的形態での犯行
態様を()に比して著しく軽い法定刑で処罰しているから、それより重要性の低
い公文書に関する同様の犯行については処罰しない趣旨であると解すると、甲には
()の()は成立しないことになりそうである

[語群] a 偽造公文書 b 虚偽公文書 c 公文書偽造罪
d 虚偽公文書作成罪 e 公正証書原本等不実記載罪 f 教唆犯
g 共同正犯 h 間接正犯 i 真正身分犯 j 不真正身分犯
k 自手犯 l 身分者 m 非身分者

1 . 4回 2 . 5回 3 . 6回 4 . 7回 5 . 8回

[No.57] 上記アないしオの文章を、下記(A)ないし(E)に正しく入れると、甲の罪責に
関する記述になる。(B)及び(D)に入れるべき文章の組合せとして正しいものは
どれか。

「(A)。したがって、(B)。これに対し、(C)。(D)。もつとも、(E)。」

1 . B : ア , D : ウ 2 . B : ア , D : オ 3 . B : ウ , D : イ

4 . B : エ , D : ウ 5 . B : エ , D : オ

[No.58] 次の ないし の事例に関するアないしオの記述のうち、誤っているものは何個あ
るか。

参考人が捜査官に対して内容虚偽の事実を供述したにすぎない場合

参考人が内容虚偽の事実を記載した書面を自ら作成し、捜査官に提出した場合

参考人が捜査官に対して内容虚偽の事実を供述し、その供述内容を記載した供述
録取書(供述調書)を捜査官に作成させた場合

ア 刑法第104条の「偽造」は証拠自体の偽造を指し、虚偽の供述だけではこれに
当たらないと解すると、 ないし のいずれの場合も証拠偽造罪は成立しない。

イ の場合に証拠偽造罪の成立を認め、 の場合にその成立を認めない見解に対し
ては、刑事司法手続に与える影響の点では両者に差はないとの批判が可能である。

ウ の場合に証拠偽造罪が成立しないとの見解に立っても、参考人が被疑者の所在
について故意に虚偽の供述を行った場合には犯人隠避罪が成立し得る。

エ 参考人が刑法第104条の「他人の刑事事件に関する証拠」に当たるとすると、
の場合には証拠偽造罪が必ず成立する。

オ 証拠偽造罪と偽証罪とが一般法と特別法の関係にあるとの見解に立てば、 の場
合には証拠偽造罪は成立し得ない。

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

(参照条文)

刑法第103条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又
は隠避させた者は、(以下略)

刑法第104条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽
造若しくは変造の証拠を使用した者は、(以下略)

刑法第169条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、(以下略)

〔No. 59〕 下記アないしオの文のうち適切なものを以下の 及び の文章の()の中に入
ると、被害者を強姦した後に金品奪取の犯意を生じ、被害者が失神しているものと誤
認しながら奪取行為に及んだ甲について、強盗罪の成立を肯定する文章と否定する文
章が完成する。()に入る文を順に並べた組合せとして最も適切なものはどれか。

「強盗罪における暴行又は脅迫は、財物奪取の目的をもってなされる必要がある。
しかしながら、()。もっとも、このような立場によっても、()。したがっ
て、本件では甲に強盗罪は成立しない。」

「強姦罪と強盗罪とは、目的・法益の点においては違いがある。しかしながら、
()。このような立場によれば、()。したがって、本件では甲に強盗罪が成
立する。」

ア 既に加えられた暴行・脅迫により被害者が抵抗困難な状況に陥っている場合には、
犯人のささいな言動も被害者の反抗を抑圧するに足る脅迫になり得る

イ 暴行・脅迫を受けた被害者が、個々の奪取行為を認識している必要はない

ウ 暴行・脅迫を手段として被害者の意思を制圧し、その法益を侵害するという点に
おいては共通しており、犯罪構成要件の重要な部分である暴行・脅迫の点で重なり
合いがある

エ 被害者が失神状態にあると犯人が認識している事案においては、そのような暴行・
脅迫の犯意を認定することはできないことになる

オ 強姦の犯意で暴行・脅迫に及んで抗拒不能とした後、現場離脱の前に金品奪取の
犯意を生じ積極的にこの状態を利用するときは、先の暴行・脅迫をそのまま強盗の
手段としての暴行・脅迫と評価することができる

1. ア - エ - ウ - オ 2. ア - オ - エ - ウ 3. イ - エ - ウ - オ
4. ウ - エ - ア - イ 5. ウ - オ - ア - エ

〔No. 60〕 「電車内で乗客乙の財布を盗んだ甲が、財布を盗まれたことに気付いた乙から腕を
つかまれたので、まず、相手方の反抗を抑圧するには至らない程度の暴行（第一暴
行）を加えて逃走し、さらに追ってきた乙に対してその反抗を抑圧する程度の暴行
（第二暴行）を加えたため、乙に傷害を負わせたが、その傷害はどちらの暴行から生
じたか分からない。」という事案における甲の罪責について、学生AないしEが以下
のような結論を述べたのに対し、教授がそれぞれについてアないしオの論評をした。
アないしオの()内に入る学生を順に並べた場合の組合せとして正しいものはどれ
か。

A：事後強盗致傷 B：暴行と事後強盗の併合罪 C：傷害と事後強盗の併合罪
D：傷害と事後強盗の包括一罪 E：傷害と事後強盗致傷の併合罪

ア ()君は、第一暴行と第二暴行は別罪として評価しているが、傷害については
「疑わしきは被告人の利益に」の原則を徹底したようですね。

イ ()君は、第一暴行と第二暴行は別罪として評価しているが、傷害の結果につ
いて過重な責任を認めることになる場合が出てくるのではないですか。

ウ ()君は、第一暴行と第二暴行を一体のものと判断したようですね。

エ ()君の考え方に対しては、身体犯と財産犯の罪質の違いを軽視しているの
ではないかとの批判が考えられますね。

オ ()君は、第一暴行と第二暴行は別罪と考えた上で、第一暴行から致傷結果が
生じたと擬制したことになりますね。

1. B - C - A - D - E 2. B - E - A - D - C 3. B - E - C - A - D
4. C - A - E - B - D 5. C - D - B - E - A